

平成24年

第1回市議会定例会 議案第56号

市立函館博物館条例の一部改正について

市立函館博物館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年2月24日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

市立函館博物館条例の一部を改正する条例

市立函館博物館条例（昭和27年函館市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第10条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 委員は、次に掲げる者のうちから委員会が任命する。

- (1) 学校教育および社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（提案理由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による博物館法の一部改正に伴い、博物館協議会の委員の任命に関する規定を整備するため